

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
4月21日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....
- 公告  
県営酒屋ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....  
県営酒屋ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....  
県営新立・森見藤地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....  
基本測量の実施(監理課).....



### 山口県告示第三百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会医療法人 いち樹会	宇部市寿町一 丁目三番二八 号	社会医療法人 いち樹会尾中 病院	宇部市寿町一 丁目三番二八 号	訪問リ ハビリ テーシ ョン	平成二九、 一一、 一

### 山口県告示第三百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会医療法人 いち樹会	宇部市寿町一 丁目三番二八 号	社会医療法人 いち樹会尾中 病院	宇部市寿町一 丁目三番二八 号	介護予 防訪問 リハビ テーシ ョン	平成二九、 一一、 一



### (九七) 県営酒屋ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営酒屋ヶ迫地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 縦覧に供する書類
- 縦覧の期間  
令和二年四月二十二日から同年五月十一日まで
- 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

### (九八) 県営新立・森見藤地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

新立・森見藤地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営新立・森見藤地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年四月二十二日から同年五月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九九) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(航空重力測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで